

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) <u>削除</u></p> <p>(49)～(69) (略)</p> <p><u>(69)の2 登録上場会社等監査人 公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人をいう。</u></p> <p>(70)～(90) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) <u>上場会社監査事務所 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。</u></p> <p>(49)～(69) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(70)～(90) (略)</p>
<p>(内国会社の形式要件)</p> <p>第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>登録上場会社等監査人による監査</u></p> <p>最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）</u>（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(9)～(13) (略)</p>	<p>(内国会社の形式要件)</p> <p>第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>上場会社監査事務所による監査</u></p> <p>最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）</u>（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(9)～(13) (略)</p>
<p>(内国会社の形式要件)</p> <p>第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として</p>	<p>(内国会社の形式要件)</p> <p>第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として</p>

行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) (略)

第438条 削除

付 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 上場会社監査事務所による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) (略)

(上場会社監査事務所等による監査)

第438条 上場内国会社は、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。）の監査を受けなければならない。